

児童手当

- 児童手当とは**
子育てをする保護者に支給される手当です。出生や転入・転出があったら忘れずに手続きをしましょう。

●支給額

児童の年齢	児童手当額（1人あたり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上～小学校終了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円

※所得が限度額以上の場合は、特例給付（児童1人あたり月額一律 5,000 円）が支給されます。

●手続き

こども未来課または各行政局市民係で認定請求の手続きが必要です。その際、次のものをお持ちください。

- ①手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
- ②マイナンバーがわかる書類
- ③印鑑
- ④ 本人確認書類（個人番号カード、免許証、保険証等）

●受給時期

年3回：6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）

●現況届（毎年6月に提出）

毎年6月1日時点の受給資格の確認のため、届出が必要です。提出がない場合は、6月分以降の手当を受けられなくなりますので忘れずに提出してください。



児童扶養手当

～ひとり親家庭への支援制度～

●受給対象者

父母が離婚、父または母が死亡、父または母が政令で定める障がいの状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

●対象児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童

●手当が支給されない場合

- ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
- ②手当を受けようとする方もしくは対象となる児童が手当額以上の公的年金等の給付を受けることができる
- ③対象になる児童が父または母の配偶者（事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されている…など

●手続き

こども未来課または各行政局市民係で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。

- ①手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
- ②印鑑
- ③年金手帳
- ④保険証
- ⑤マイナンバーがわかる書類
- ⑥戸籍謄本 など

●手当の額（令和3年4月1日現在）

- ①児童が1人の場合
全部支給…月額 43,160 円
一部支給…月額 10,180 円～ 43,150 円

特別児童扶養手当

●受給対象者

身体や精神に中度または重度の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

●対象児童

身体または精神に中度または重度の障がいがある 20 歳未満の児童

●手当が支給されない場合

- ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない場合
- ②児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などに入所している場合
- ③児童が障がいを理由に公的年金を受けとることができない場合

●手当を受けるための手続き

社会福祉課または各行政局で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。

- ①診断書
- ②印鑑
- ③手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
- ④マイナンバーが確認できる書類
- ⑤本人確認書類（免許証、保険証など）

●手当の額（児童1人につき。3年4月1日現在）

- ①1級に該当する場合…月額 52,500 円
- ②2級に該当する場合…月額 34,970 円

●支給時期

年3回：4月（12～3月分）、8月（4～7月分）、11月（8～11月分）

※昨年4月から、特別児童扶養手当の担当が「こども未来課」から「社会福祉課」へ変更になりました。



田村市は子育て

子育て応援券

●子育て応援券とは

2歳までの子どもの保護者に、市内の応援券取扱店で利用できる商品券（子育て応援券）が支給されます。

●受給内容

《第1子、第2子の場合》
出生時に…30,000 円の応援券
1歳の誕生日に…30,000 円の応援券
《第3子以降の場合》
出生時に…30,000 円の応援券
1歳の誕生日に…30,000 円円の応援券
2歳の誕生日に…100,000 円の応援券
※応援券は、申請日（誕生日）の翌月に送付します。

●対象者

平成30年4月以降に誕生し、受給時（誕生日を基準日）に田村市に住民登録のあるお子さんと同居する保護者

子育て支援奨励金

●子育て支援奨励金とは

子どもを在宅で養育している保護者に、教材費などの購入費用として奨励金が支給されます。

●受給対象者

保育所、こども園、託児所、幼稚園などに通っていない3～5歳の児童を、在宅で養育する保護者
※児童の年齢は3月31日を基準とします。

●受給額

児童1人につき月額 5,000 円

●支給時期

8月、12月、4月

●手続き

こども未来課または各行政局市民係に申請書を提出してください。その際は、振り込みを希望する口座の通帳（申請者名義）、印鑑が必要です。



を応援します！

乳幼児および児童医療費助成

●社会保険加入の方は登録申請が必要です

0～18歳（18歳に到達した最初の3月31日まで）の乳幼児、児童の保護者の方を対象に、お子さんの医療費の自己負担分（保険診療分のみ）を助成します。

※震災原発事故による医療費免除証明書をお持ちの方は、そちらが優先になります。

●こんなときは申請が必要です

次のような場合には確認と手続きが必要となりますのでこども未来課、各行政局窓口へお越しください。

①対象となるお子さんが市外へ転出されるとき
→受給資格がなくなります。「受給資格証」を返却してください。

②お子さんを扶養している方の転入・転入があったとき
→受給者変更の手続きが必要になります。

③加入している健康保険が変わったとき（保険証が新しくなったとき）

- ◆社会保険から社会保険
- ◆国民健康保険から社会保険
- ◆社会保険から国民健康保険

④振込先金融機関を変更したいとき

⑤氏名、住所が変わったとき

結婚新生活支援補助金

●結婚新生活支援補助金とは

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦（採択要件あり）に対し、住宅取得費用、賃料、敷金、礼金、引っ越し費用など、最大で30万円支給されます。

●受給対象者

- ①住居が田村市にあり、当該住居に世帯全員の住民登録がされている方
 - ②令和3年度の夫婦の合計所得を合算した金額が400万円未満の方
 - ③婚姻日に夫婦ともに39歳以下の方
 - ④市税の滞納がない方
- ※他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

妊産婦医療費助成

妊娠4ヵ月となる日の属する月から分娩の日の属する月までの医療費の自己負担分（保険診療分のみ）を助成します。この医療費助成を受けるには、受給資格登録申請が必要となります。

※震災原発事故による医療費免除証明書をお持ちの方は、そちらが優先になります。

●必要書類

- ①妊産婦医療費受給資格登録申請書（「付加給付に関する証明」が必要な場合があります。）
- ②健康保険証
- ③妊婦本人名義の通帳（社会保険加入の方のみ）



子ども家庭総合支援拠点への相談

すべての子どもとその家庭や、出産・子育てに悩みを抱える妊産婦を支援するために、保健師、助産師、看護師、保育士、社会福祉士などの有資格者が相談に応じ、皆さまが抱えている悩みを一緒に解決します。

●相談内容

- ・しつけや子どもとの関わり方で悩んでいる。
- ・最近、子育てが辛くて子どもにきつくあたってしまう。
- ・子どもの学校生活や非行・問題行動に悩んでいる。
- ・配偶者（夫・妻）との関係に悩んでいる。
- ・児童虐待や家族関係について…など

子どもやその家庭についての相談を広く受け付けております。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください！

●利用方法

メール、電話、来所、訪問により相談に応じます。

●相談窓口

こども未来課子育て応援係

●相談日時

月～金曜日
8：30～17：15
（祝祭日、年末年始を除く）



＜問い合わせ＞
こども未来課 ☎82-1000
社会福祉課 ☎81-2273